

税務キャッチ・アップ

所得税関係

確定拠出年金の改正と税務

1 はじめに

確定拠出年金の加入者数は令和2年7月31日現在、企業型加入者数が約7,495千人で、個人型加入者数が1,658,186人である(厚生労働省)。確定拠出年金法(平成13年法律第88号)の一部改正について令和2年6月5日に公布され、より多くの個人や事業主がこの制度を活用できるようになり今後さらに加入者数が増加することが予想される。

2 主な改正

① 対象範囲の拡大

確定拠出年金における中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易企業型年金」や個人型年金(iDeCo)の加入者である従業員(第1号厚生年金被保険者)の拠出掛金に上乘せして事業主が掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)」について実施可能な従業員規模を現行の100人以下から300人以下に拡大した(令和2年10月1日施行)。

② 受給開始時期の選択肢の拡大

老齢給付金の受給開始の上限年齢を70歳から75歳に上げた(令和4年4月1日施行)。これにより老齢給付金の受給開始時期は60歳から75歳までの間で選択することができるようになった。

③ 加入可能年齢の拡大

企業型年金は原則として60歳

未満の厚生年金被保険者を加入者とする事としていたが、柔軟な制度運営ができるよう加入可能年齢を70歳未満の厚生年金被保険者に上げた。また、個人型年金の加入対象者は60歳未満であったが、年齢制限が撤廃され国民年金被保険者であれば加入可能となった(令和4年5月1日施行)。

④ 制度間の資産移換手続の改善

年金資産の移換手続の改善が図られ、終了した確定給付企業年金から個人型年金への年金資産の移換、企業型年金から通算企業年金(確定給付企業年金や企業型年金が共同で設立し会員となっている企業年金連合会が退職者向けに運用する年金)への年金資産の移換が可能となった(令和4年5月1日施行)。

⑤ 企業型加入者の個人型年金加入の要件が緩和

これまで企業型加入者のうち個人型年金に加入できるのはそれを認める労使合意による規約の定めがあり、かつ、事業主掛金の上限を下げた従業員に限定されていたが、規約の定めや事業主掛金の引下げをしなくても個人型年金に加入できるようになった(令和4年10月1日施行)。

3 所得税法上の取扱い

① 掛金の取扱い

企業型年金でも個人型年金でも、事業主が加入者(従業員)

のために拠出した掛金については、その支出した日の属する年分の所得の金額の計算上、必要経費(法人の場合、損金)に算入する(所令64①四五②、法令135①三)。また、加入者(従業員)が拠出した掛金については、その者のその年分の小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象とされる(所法75①②二)。

② 給付金の取扱い

企業型年金でも個人型年金でも、加入者(従業員)であった者が60歳になった時点で加入者期間が10年を超えている場合にはそれ以後に老齢給付金として年金又は一時金により給付を受けることができる(受給開始年齢の上限は70歳(令和4年4月1日以後、75歳))。年金として受給した場合にはその年分の雑所得(公的年金等)として公的年金控除が適用され、一時金として受給した場合にはその年分の退職所得として退職所得控除が適用される。

4 おわりに

確定拠出年金に係る税務上の取扱いは比較的分かりやすいが、確定拠出年金制度自体の要件や手続等は複雑であり、また、今後段階的に改正が施行されることから導入を検討している個人や事業主は制度の内容を周知した上で適用しなければならない。

(右山研究グループ)
税理士 富永 典寿